

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 2 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01159

研究課題名(和文) 国際紛争解決の司法化の諸相と限界：いわゆる「巻き込まれた問題」への対処の分析

研究課題名(英文) Aspects and Limitations of the Judicialization of International Dispute Settlement: Analysis of the so-called "Implicated Issue" Problem

研究代表者

北村 朋史 (Kitamura, Tomofumi)

東京大学・大学院総合文化研究科・准教授

研究者番号：20613144

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：近年特に人権・海洋・経済等の分野において、「本条約の解釈適用に関する紛争は裁判に付託される」などとの条項(裁判条項)を有する条約が増大し、これに基づき多くの紛争が国際裁判に付託されている。しかし、「本条約」以外の国際法の解釈適用に関する問題が、「本条約」の解釈適用に関する問題(請求)の前提問題となっている場合、国際裁判所は、その請求について管轄権を行使できるか、すべきかとの問題(いわゆる「巻き込まれた問題」の問題)が生じる。本研究では、こうした問題が生じ、判断がなされた国際裁判例や、それらの裁判例について検討した先行研究を分析し、各裁判例はいかに理解し、評価されるべきかを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の主題であるいわゆる「巻き込まれた問題」の問題は、裁判条項等の国の合意の解釈から答えを導くことが困難であるからこそ生じている問題と言えるが、先行研究は、黙示的権限論等に依拠してなお国の合意の解釈を試み、これによって無理に導かれた基準にしたがって各裁判例の適否を断じ、あるべき判断を論じている点で問題がある。本研究は、裁判例の多様性は事案の特殊性に根ざした対応の多様性を示しているとの理解に基づき、各裁判例にいかなる要因が作用していたと考えられるかを分析し、明らかにしたもので、新たな視点と知見を加えたものと言える。本研究の成果は、日本の国際裁判への対応や戦略を考える上でも重要な示唆を有する。

研究成果の概要(英文)：In recent years, there has been an increase in the number of treaties with clauses such as "disputes concerning the interpretation and application of the present Convention shall be referred to the International Court of Justice," based on which many disputes are submitted to international judicial settlement. However, in a case where a matter concerning the interpretation and application of international law other than the "present Convention" is involved as an issue which is preliminary to a matter (claim) concerning the interpretation and application of the "present Convention," a question arises as to whether an international court can or should exercise jurisdiction over the claim (the so-called "implicated issue" problem). This study analyzed international court cases in which such questions have arisen and decisions have been made, as well as previous studies that have examined these cases, and revealed how each case should be understood and evaluated.

研究分野：国際法

キーワード：フラグメンテーション 国際裁判 管轄権 適用法 司法化 ICJ UNCLOS WTO

1. 研究開始当初の背景

従来、国際紛争の多くは交渉等による政治的な解決に委ねられてきたが、近年特に人権・海洋・経済等の分野において、「本条約の解釈適用に関する紛争は裁判に付託される」などとの条項(裁判条項)を有する条約が増大し、これに基づき多くの紛争が国際司法裁判所(ICJ)や国際仲裁裁判所、また個別の条約によって設置される独自の裁定機関に付託されるようになってきている(国際紛争解決の司法化)。こうした状況を受けて、国際法の学説では、国際裁判のフラグメンテーション、すなわち同一の紛争について、複数の異なる国際裁判所の管轄権が成り立つ場合、いずれの管轄権が優先するか、また複数の異なる国際裁判所の解釈や判断が対立する場合、その対立はいかに解消されるか等の問題が注目を集め、広く論じられてきたが、近年では、逆に裁判条項が存在する場合であっても、いかなる国際裁判所も管轄権を行使できないという状況が生じることが認識され、国際紛争解決の司法化の限界または課題として、新たな注目を集めている。例えば、領海主権の侵害(UNCLOS2条1項違反)の請求に対して、領海主権の根拠とされる陸地の帰属が争われる場合、国際裁判所は、この条約(UNCLOS)の解釈または適用に関する紛争について管轄権を有するとの条項に基づき、陸地の帰属について判断し、もって領海主権の侵害の請求について判断できるか、またすべきかとの問題である。

こうした問題は、近年の学説において、「巻き込まれた問題」の問題(“implicated issue problem”)などと呼ばれ、「それ自体としては(「巻き込まれた問題」がなかったならば)事項的管轄権の内にある請求の判断にあたって、それ自体としては(別個の請求として提起されていたならば)事項的管轄権の外にある問題の判断が必要になる場合、国際裁判所はその問題について判断し、請求について判断できるか、すべきか」などとの形で定式化されている。そして、こうした問題が生じたケースにおいて、国際裁判所はいかなる判断を示してきたかについて分析が進められているが、この問題に関する各裁判所のアプローチは対照的で、そのリーズニングは矛盾し、おうおうにして未熟であるなどと指摘される。また特に最近の学説では、各裁判所の判断を比較検討するのみならず、その適否を評価し、裁判所はこの問題にいかに対処すべきかを論じる論考も増えているが、そこで下される評価や処方も、論者によってまちまちである。

2. 研究の目的

本研究は、上記の「巻き込まれた問題」の問題に関する各裁判所の判断はいかに理解されるべきかを解明することを目的とする。本研究は、現代の国際関係の大きな特徴のひとつである国際紛争解決の司法化の諸相や限界を理解するのみならず、日本の国際裁判への対応や戦略を考えるにあたって、大きな意義を有する。

3. 研究の方法

本研究では、まず、上記の「巻き込まれた問題」の問題に関する各裁判所の判断はいかに理解されるべきかを考察するための重要かつ不可欠の作業として、本問題は具体的にいかなる状況で生じるか(問題の出現形態)、また本問題とは区別して論じられるべき問題は何か(問題の外縁)を検討し、あわせて管轄権と適用法の関係について検討した。学説には、何を「巻き込まれた問題」の問題として論じ、それゆえいかなる判決をその判例として扱うか、また裁判所がいかなる法を適用しうるかという問題は、本問題といかに関連するかについて、不一致がみられ、このことによって議論の拡散や混乱が生じているからである。その上で、そうして特定された「巻き込まれた問題」の問題の外縁の内にある国際裁判例、およびこれらの国際裁判例を評価し、裁判所の対処のあり方を論じた学説を検討して、それら学説の問題点を明らかにした上で、そうした先行研究の限界を克服する新たなアプローチに基づいて、国際裁判例の再検討、再評価を行った。

4. 研究成果

研究成果の概要

(1) 「巻き込まれた問題」の問題の出現形態と外縁

「巻き込まれた問題」の問題の出現形態と外縁について、それぞれ以下の点を明らかにした。
問題の出現形態：「巻き込まれた問題」の問題は、原告の請求の当否そのものは「本条約」の解釈適用によって判断されるものの、被告の防御の当否を判断するために他の国際法規範、すなわち「本条約」以外の条約や慣習国際法(条約法・責任法を除く)の解釈適用が必要となる場合に生じ、具体的には、大別して次の2つの出現形態がある。第1が、「本条約」の適用を受ける事実のうち、それ自体が事実認定と法規範の解釈適用によって導かれる「法的事実(legal fact)」について否認がなされる場合(例えば、領海主権の侵害(UNCLOS2条1項違反)の請求に対して、領海主権の根拠とされる陸地の帰属が争われる場合)で、第2が、「本条約」について無効終了

や適用除外および違法性阻却の抗弁等がなされる場合(例えば、WTO 協定違反の請求に対して FTA に基づく適用排除の抗弁がなされる場合や、投資協定違反の請求に対して対抗措置の抗弁がなされる場合)である。このうち、第 1 類型の場合は、他の国際法規範の解釈適用に関する問題の判断なくして、請求の当否について判断しえないのに対して、第 2 類型の場合は、抗弁の当否の判断にあたって第 1 義的に用いられる条約法や責任法の適用が、「本条約」によって排除されている場合や、条約法や責任法の解釈適用のみをもって抗弁が退けられる場合、他の国際法規範の解釈適用に関する問題の判断を要さず、請求の当否が判断される。したがって、第 1 類型が「巻き込まれた問題」の問題の必然的な出現形態であるのに対して、第 2 類型は蓋然的な出現形態と言える。

問題の外縁：「巻き込まれた問題」の問題は、他の国際法規範の解釈適用に関する問題が「本条約」の解釈適用に関する請求の前提問題となっているとき、裁判所は他の国際法規範を解釈適用して前提問題につき判断し、またそれゆえ請求について判断することができるかとの問題と整理できるが、こうした理解に当てはまらないものの、論者によっては「巻き込まれた問題」の問題と一緒に論じ、それゆえ議論の拡散や混乱を生じているように思われる問題として、次の 4 つがある。すなわち、第 1 が「本条約」が他の国際法規範を取り込んでいる場合、第 2 が「本条約」の解釈適用にあたって他の国際法規範が参照される場合、第 3 が他の国際法規則の解釈適用に関する問題が管轄権や受理可能性の前提問題になっている場合、そして第 4 が他の国際法規則の解釈適用に関する問題が請求そのものとして判断される場合である。これらの問題は、「巻き込まれた問題」の問題とは性質を異にするため、区別して論じられるべき問題である。

(2) 「巻き込まれた問題」の問題に関する学説と裁判例

「巻き込まれた問題」の問題の学説と裁判例について、それぞれ以下の点を明らかにした。

学説：「巻き込まれた問題」の問題について検討した学説には、裁判所が「本条約」の解釈適用に関する請求について決定する権限を与えられているにもかかわらず、その行使に必要な権限(他の国際法規範の解釈適用に関する問題について決定する権限)を与えられていなければ、前者の権限を与えられていることの意味(実効性)が損なわれるとして、後者の権限も当然に与えられているものと解されると説くものなどがある。しかし、「巻き込まれた問題」の問題は、裁判条項等の国の合意の解釈から答えを導くことが困難であるからこそ、生じている問題である。にもかかわらず、既存の学説は、黙示的権限論等に依拠してなお国の合意の解釈を試み、これによって無理に導かれた基準にしたがって各裁判例の適否を断じ、あるべき判断を論じている点で問題がある。「巻き込まれた問題」の問題に対する各裁判所のアプローチが対照的で、そのリーディングが矛盾し、未熟であるならば、そのことは、個々の事案の問題状況や個々の裁判所の性格等の諸要因を考慮して、権限の行使の当否が判断されてきた結果と見るべきである。学説に求められるのは、各判決がいかなる要因を考慮して判断を下したのかを汲み取って、その当否を検証し、判例法理の発展の方向性を探っていくことである。

裁判例：「巻き込まれた問題」の問題について判断した裁判例(ドイツ人の権利事件における常設国際司法裁判所(PCIJ)の先決的抗弁判決、チャゴス海洋保護区事件における UNCLOS 附属書 仲裁の判決、沿岸国権利事件における UNCLOS 附属書 仲裁の先決的抗弁判決、ICAO 理事会の管轄権に関する上訴事件における ICJ の判決)の検討によれば、それらの判断には、次のような考慮要因が作用していたと考えられる。「本条約」の解釈適用に関する原告の請求が他の国際法規範の解釈適用に関する問題の判断を得るために作出されたものでないか。他の国際法規範の解釈適用に関する問題を生じる被告の防御が請求却下の判決を得るために作出されたものでないか。他の国際法規範の解釈適用に関する問題の性質やその問題について判断することの帰結の重大性。紛争当事国の争点や主張立証の核心が「本条約」の解釈適用に関する問題と他の国際法規範の解釈適用に関する問題のいずれにあるか。他の国際法規範の解釈適用に関する問題について判断する判断機関の適性。ICJ への上訴が認められるか等の紛争解決手続の構造。「巻き込まれた問題」の問題に関する判例法理の発展の方向性を探るためには、こうした要因の抽出や当否の検証、また諸要因の関係の整序等の作業を進めていく必要がある。

研究成果の公表

本研究の成果の多くは、次の論文でまとめ、公表している。

・北村朋史「国際裁判所の事項的管轄権の限界：いわゆる「巻き込まれた問題」の問題の検討を通じて」須網隆夫他編『国際経済法の現代的展開』(信山社、2023年)189-222頁

また本研究の成果の一部は、対ロシア貿易制裁が WTO の紛争解決手続に付託され、そこで対抗措置の抗弁がなされた場合、WTO のパネルはその問題について判断し、もって WTO 協定違反の請求について判断できるかとの問題を扱った次の論文で著している。

・北村朋史「対ロシア貿易制裁と WTO : WTO は国際の平和と安全の敵か」有斐閣 Online ロージャーナル L2306011 (2023年)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 北村 朋史	4. 巻 L2306011
2. 論文標題 対ロシア貿易制裁とWTO：WTOは国際の平和と安全の敵か	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 有斐閣オンラインロージャーナル	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 須網 隆夫、中川 淳司、古谷 修一	4. 発行年 2023年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 604
3. 書名 国際経済法の現代的展開	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------